

家族で韓国の済州島へ行ってきました。 日本と韓国の政府の間でネガティブな時 期でしたので心配しましたが、意外にも飛 行機は行きも帰りも満席でした。

現地では、レンタカーを借りて、済州島の観 光地をめぐりました。

「百聞は一見にしかず」という、ことわざ通 りで、地元の人たちには親切に対応してい ただきました。子ども達にとっても、思い出 に残る旅行だったと思います。



田村 奈保子

近所の夏祭りに浴衣を着ていきたいと次 女に言われましたが、私は全く着付けがで きません・・・。YouTubeで動画を見ながら 練習したものの、イマイチ様になりません。 憂鬱な気分で迎えた夏祭り当日は結局雨 で延期に。延期後の夏祭り当日は別の予 定があり、洋服で夏祭りに行くことになり

ました。一体何だったんだろうと思いなが

沖縄に行ってきました。滝トレッキングや

座間味島でのシュノーケリングなど充実

帰りの飛行機は、ちょっと奮発して席幅が

広くレッグレストがついている席にしたの ですが、私の席だけリクライニングが壊れ

ていて、リラックスするはずが窮屈な2時

間を味わう羽目に遭いました。

した時間を過ごしました。

らも、また来年までに練習しなくては・・・。



援を肌で感じられました。

子どもたちを連れて、高校野球の観戦の ために甲子園へ行ってきました。 高校野球独特の感動、楽し過ぎる野球応

高校野球最高(^-^)v







小学生の娘二人を連れて京都の万華鏡 ミュージアムへ行きました。色々な万華鏡

験しました。 土台を作るのが少し難しそうでしたが、色 のついた可愛いビーズやキラキラした飾 りを入れる作業はとても喜んでいました。 覗くたびに見え方が変わるので、家に 帰ってからも毎日覗いて楽しんでいます。

を覗いたり、子供たちは万華鏡作りを体



佳子

古川 和代

今年の高校野球県予選は、自分の出身校 の応援に行くつもりでした。

春の県大会では準優勝し、他の高校でい い成績を残している監督に代わって2年目 の夏なので期待していました。

が!予定通りにはいかず負けてしまい、予 定は儚く散ってしまいました。。。

楽しみが早くに無くなり、残念な夏でし

辛いものが好きでよく一味唐辛子をかけ

ます。おススメは「京一味」という一味唐辛

子で、粒が細かく突き抜ける辛さを楽しめ

ます。今、私が使っているのは「鬼びっくり

」というものですが、こちらは粒が大きく煮

ぜひキャロライナリーパーやジョロキアと いった、世界一辛いといわれるものにも

出すと辛さがジワジワきます。

挑戦してみたいです。



まだまだ日中は暑いですが、朝晩は少しず つ涼しくなってきました。

この夏、したいことはいろいろあったので すが、暑さに負けてできなかったので、そろ そろ取りかかりたいと思います。





夏休みに入ってから庭にハーブを植えま した。一つはローズマリー、もう一つは蚊 が近寄りにくくなるというモスキートゼラ ニウム。この猛暑ではさすがに枯れてしま うと思い、毎日水をやっていたのに何とな く枯れ気味に・・・。



帰省中の一週間はほったらかしにしてい たら、ローズマリーは生き返って、ゼラニウ ムは枯れ切っていました。同じ場所でも植 物によって扱いが違うんだと、ガーデニン グの難しさをまた一つ実感しました。



村田 美香

8月の税理士試験もひと段落し、来年の受 験科目に向けて気合を入れなおしました。 また、中学から本格的に取り組んでいる陸 上で、またマスターズの試合(100m、 200m) に出場すべく、トレーニングを再開 しました。

体脂肪率は7%台まで下がってきており、 更なる筋力アップに取り組もうと思いま



税理士事務所 SB

SBL Tax Accountant Office

〒 631-0822 奈良県奈良市西大寺栄町 3-23 サンローゼビル 3 階 **0742-32-1112** FAX 0742-32-1113 H P http://sbl-plaza.com Email zei-info@sbl-plaza.com

SBL通信

税理士事務所 SBL 広報誌

SBL PRESS Issue69

TAX TOPICS

ビジネスと生活を応援するSBLの事務所通信



お知らせ

事務所窓から

軽減税率制度への準備は?

TAX TOPICS

-軽減税率の対象になるもの・ならないもの-

-10月から始まるキャッシュレス・消費者還元事業-

七転び八お記

福田のファーマーズ愛

編集後記

軽減絶率の対象に

なるもの・ならないもの

Contents - 目次-

お知らせ 2 事務所窓から 2 軽減税率制度への準備は? 3 TAX TOPICS -軽減税率の対象に

-10月から始まる キャッシュレス・消費者還元事業- 8,9

なるもの・ならないもの- 4.5.6.7

福田のファーマーズ愛 11 編集後記 12

七転び八お記 10

Information - stanset-

地域別最低賃金の改定額

厚生労働省は、令和元年10月以降の賃金に適用される各都道府県の最低賃金(時給)改定額を発表しました。今年も全国平均で27円の引き上げとなり、4年連続の3%以上の最低賃金増加になります。

経営者にとって、企業における人手不足が深刻化する中での賃金の引き上げは、財源の確保など経営上の大きな課題として取り組まなければいけません。

	改定前	改定後
奈良	811⊞	837 _⊞
大阪	936円	964⊩
兵庫	871∄	899ฅ
京都	882円	909⊨
滋賀	839円	866 _円
三重	846⊨	873 _⊞

事務所窓から

7 月にアクショ ンカメラ「Gopro」 を導入しました。



名刺より少し小 さいぐらい、コン パクトなカメラなの

パクトなカメラなのですが、この大きさで4K映像も撮影できるスグレモノ!かなり広角なのでダイナミックな画像が撮れ、強力な手ぶれ補正機能がついているので歩きながらの撮影でもスムーズな映像になります。



今回事務所では、最寄りの近鉄大和西大駅から事務所までの道案内動画をホームページにアップしました。

動画編集ソフトも一緒に導入し、簡単な編集も所内で行いました。今後も動画撮影、編集に積極的に取り組み、新たなツールとして活用していく予定です。(古川)



軽減税率制度への準備は?

軽減税率対象品目を販売していないとしても、仕入や経費に軽減税率対象品目があれば、「区分経理」を行うとともに、当該「区分経理」により作成した帳簿や請求書等の保存をしなければ、消費税を計算する上で、売上税額から仕入税額を控除(以下、仕入税額控除)することはできません。軽減税率制度への対応は必要といえるでしょう。

軽減税率制度の概要

令和元年 10 月 1 日より、消費税の税率 が合計 8%から 10%へと引上げられるのと 同時に、軽減税率制度が開始します。この軽 減税率制度の開始により、大きく次の 3 点 が変わります。

(1)複数税率の開始

軽減税率制度が開始されると、次の軽減税 率対象品目について、軽減税率8%が適用 されます。

軽減税率対象品目:

- ・食品表示法に規定する食品 (酒税法に規定する酒類、外食やケータリング等を除く。)
- ・週2回以上発行の定期購読契約に基づく新聞

(2)税額計算

複数税率となることで、税率ごとに区分して税額を計算します。

(3)帳簿及び請求書等の要件の改正

(2)の税額計算を行うためには、税率ごと に区分して経理(以下、区分経理)する必要 があります。そこで、この区分経理に対応す るよう、これまで仕入税額控除の要件であっ た帳簿や請求書等の記載と保存(請求書等保存方式)が、次の期間に応じてそれぞれの方式へと改正されました。



軽減税率制度への対応

(1)日々の取引で

軽減税率対象か否かの確認

次のような支出がある場合には、軽減税率 対象品目の経費が発生することとなるた め、区分経理が求められます。そのため日々 の取引で、軽減税率対象か否かの確認が必 要となります。

軽減税率の対象となる例:

- ・会議用の仕出し弁当や飲料水代
- 従業員への福利厚生用茶菓子代
- •取引先へ差し入れする飲食料品代
- 社内図書用の新聞代
- (一定の定期購読契約に基づくもの)

(2)区分経理を行い、帳簿等を保存

区分経理が発生する場合には、軽減税率対象部分について、これまでの帳簿処理に加え、軽減税率の対象品目である旨を記載しなければなりません。また、原則として区分経理をした帳簿や、必要事項が記載された請求書等の保存が必要となります。

(3)税率ごとに区分して税額計算

税率ごとに区分して税額を計算します。

(出典:MyKomon)

taxtopics

軽減税率の対象に

なるもの・ならないもの

令和元年10月1日の消費税率引上げと同時に、軽減税率制度が始まります。飲食料品と 新聞が対象ですが、その線引きは少し複雑。何が8%となり、何が10%となるのでしょうか。

8%と10%、税率が2つになります

軽減税率 8%が適用されるのは、次の 2 つです。これら以外は、標準税率 10%が適用されます。

- ① 飲食料品(お酒や外食サービスを除く)
- ② 週2回以上発行される新聞(定期購読されるものに限る)

上記①を色分けすると、次のとおりです。

軽減税率 8%

標準税率 10%

飲食料品

(食品表示法に規定する「食品」)



酒類

出張料理など



有料老人ホーム等で 提供される飲食料品

持ち帰り用の飲食料品

・テイクアウト ・コンビニ弁当

イートインコーナーで 飲食する場合

外食

- ・店内飲食
- ・フードコートでの飲食



一体資産

食品+食品以外の

セット販売

・食玩 🔥 ・福袋

医薬品

医薬部外品等



次の全てを満たすと、セット商品全体が軽減税率の対象です

- 1. 1万円(税抜き)以下
- 2. 軽減税率の対象となる食品の占める割合が 2/3 以上

外食とは、次の全てを満たすことです

- 1. 飲食設備(椅子・テーブル等)のある場所で
- 2. 飲食料品を飲食させるサービス

参考:中小企業庁「消費税軽減税率まるわかり BOOK」

軽減税率の対象となるのか、迷いやすいものの具体例を、次ページからみていきましょう。

どんな飲食料品が8%?

軽減税率 8%

おやつや製菓の材料用の種子

食用のもみ

ミネラルウォーターなどの飲料水

かき氷用氷や飲料に入れる氷

輸入の飲食料品

レストランに販売した輸入食材



人が食べる ためのもの?

標準税率 10%

果物の苗木や栽培用植物の種子

種もみ



水道水(ペットボトル等に入れて「食品」として販売する場合を除く

ドライアイスや保冷用の氷

飼料用として販売した輸入食材

家畜の飼料、ペットフード

廃棄のため譲渡する賞味期限切れ食品

熱帯魚などの観賞用の魚

生きた家畜(牛、豚、鶏など)



コーヒーの生豆

食用の生きた魚

ウォーターサーバーで使用する水

食品そのもの? 役務等?

販売時点で

食べられる?

コーヒーの生豆の焙煎等の加工

ウォーターサーバーのレンタル

酒類は10% 基準は「アルコール分1度以上」かどうか?

軽減税率 8%

ノンアルコールビール、甘酒

日本酒を製造するための米

(酒税法規定の酒類に該当しないもの)

酒類を原料とした菓子

みりん風調味料



酒税法規定の

酒類?

アルコール分 1度以上?

標準税率 10%

ビール、発泡酒、日本酒、料理酒など 「酒税法が規定する酒類」

みりん



「食品」の原材料となるワインなど酒類

食品添加物は8% 使用目的よりも、売る側の目的で判断

軽減税率 8%

食品添加物として販売した『金箔』

食品添加物として販売した『重曹』 (清掃用にも利用可)

化粧品の原材料とした食品添加物

標準税率 10%

食品添加物として販売していない『金箔』

食品添加物として販売していない『重曹』

4

5

食品衛生法規定

の「添加物」?

軽減税率となるもの・ならないもの

医薬品・医薬部外品は 10% 薬は飲食料品ではありません

軽減税率 8%

医薬品等に該当しない栄養ドリンク

特定保健用食品、栄養機能食品

医薬品等に該当しない健康・美容食品

医薬品等に 該当する?

販売に必要?

後で使える?

別途対価を

徴収してる?

飲食料品代?

それとも

役務の提供?

外食にあたる?

標準税率 10%

医薬品、医薬部外品、再生医療等製品 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律」規定のもの)



販売に必要な容器や送料はどうなるの?

軽減税率 8%

通常必要な包装材料、容器

商品名を直接印刷した桐箱等に入れて 販売される高額な飲食料品

販売時にサービスで付ける保冷剤

「送料込み商品」として販売する飲食料品

標準税率 10%

食品を包装するための包装材料の仕入れ

贈答用の包装など、別途対価を 定めている包装材料等



別途対価を徴している保冷剤

飲食料品の譲渡に要する送料

この売り方は8%? 10%? さまざまな販売形態と税率

軽減税率 8%

別途対価を徴する味覚狩りの収穫物

通信販売による飲食料品の販売

飲食料品に係る販売奨励金

受託者が行う委託販売の飲食料品譲渡

レストランへの食材の販売

飲食店のレジ前にある菓子の販売

自動販売機でのジュース等の販売

標準税率 10%

味覚狩り、潮干狩り、釣り堀の入園料

カタログギフト販売

パック旅行における飲食料品のお土産

受託者が行う委託販売等に係る役務の提供

レストランが行う食事の提供

バーベキュー施設が提供する食材代

飲食店で店内飲食用としてそのまま提供する 缶飲料、ペットボトル飲料

「飲食料品 + それ以外」のセット商品は、金額と割合で判断

食玩、高価な容器の食品、食品の入った福袋などのセット商品(「一体資産」といい ます)は、税抜1万円以下、かつ食品部分の価額割合が3分の2以上の場合、8%の 軽減税率が適用されます。



外食なら 10%、持ち帰りなら 8% どこで食べるつもりなのかが鍵

軽減税率 8%

コンビニやスーパーが、持ち帰り前提で 販売した弁当や惣菜

ファストフードの テイクアウト



すし店で持ち帰り用に注文するパック詰め

コーヒーチケットでコーヒーをテイクアウト

屋台やキッチンカーでの販売 (飲食設備がない場合、又は飲食設備に 特段の使用許可を取っていない場合)











列車内の移動ワゴンでの飲食料品販売

映画館の売店での飲食料品の販売

ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内 の飲料販売(酒類除く)

そばの出前、宅配ピザの配達

喫茶室による会議室への飲料配達

弁当配達時の味噌汁のカップへの取り分け

学校給食

有料老人ホームが入居者に行う 食事の提供 (一定累計額まで)

TAKE

食事する人

専用の

テーブルや 椅子はある?

飲食設備での 提供になる?

配達だけ?

出先で料理や

配膳はする?

利用は選択可?

老人ホームは

一定額まで

そこで食べる?

それとも 持ち帰る?

すし店で顧客がパック詰めにした持ち帰り品 (店内飲食と区別されずに提供されたもの)

飲食店の顧客が、残った料理を

折り詰めにして持ち帰り

コーヒーチケットでコーヒーを店内飲食

標準税率 10%

コンビニのイートインスペースでの飲食

スーパーで店内飲食前提で販売した弁当

屋台やキッチンカーでの販売 (自らの飲食設備又は使用許可等を 受けた飲食設備で飲食させている場合)

社員食堂

セルフサービスや立食形式の飲食店

フードコートでの飲食

列車内の食堂施設での飲食料品の提供

カラオケボックスのルームサービス

ホテルの宴会場や会議室での飲食料品提供

ホテルのルームサービス

ケータリング、出張料理、料理代行サービス

喫茶室による会議室での給仕

弁当配達先での加熱調理、給仕

学生食堂での食事の提供

- 定額を超える食事の提供

受託業者による有料老人ホームでの調理

新聞は、定期購読で週2回以上の発行なら8%

軽減税率 8%

週2回以上発行のスポーツ新聞、 業界紙、外国語新聞の定期購読



発行頻度は? 定期購読?

標準税率 10%

コンビニエンスストアで販売する新聞

インターネット配信の電子版新聞

(出典:MyKomon)

taxtopics

10月から始まるキャッシュレス・消費者還元事業

消費税率引上げの時期が近づいてきました。消費税率引上げに伴い実施されるキャッシュレス・消費者還元事業は、対象の店舗でキャッシュレス決済手段を利用して支払うと、最大5%のポイント還元が受けられます。ここでは事業の概要と、中小・小規模事業者等が参加するための条件などをみていきます。

キャッシュレス・消費者還元事業とは

キャッシュレス・消費者還元事業(以下、 還元事業)は、2019年10月1日からの消 費税率引上げに伴い、2020年6月までの 9ヶ月間、中小・小規模事業者(以下、事業 者)によるキャッシュレス手段を使ったポイン ト環元を支援する事業です。

キャッシュレス決済事業者

キャッシュレス決済事業者(以下、決済事業者)とは、クレジットカードやデビットカード、電子マネー、QRコードなど、一般的な買い物に繰り返し利用できる電子的決済手段

を提供する事業者です。決済事業者は消費者に対してのポイント還元や、事業者からの加盟店申請の受付、事業者への決済端末導入補助や手数料補助なども行います。

、 決済手段ごとの主な決済ブランド/サービス

クレジットカード

VISA、Mastercard、JCB等

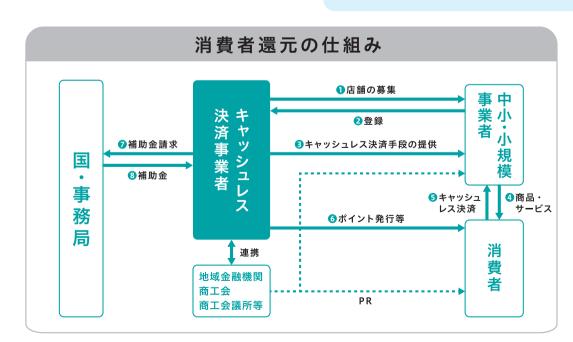
デビットカード

J-Debit等

電子マネー

nanaco、WAON、楽天Edy、iD、QUICPay等 ORコード

PayPay、LINE Pay、au PAY、d払い等



補助の対象となる

中小・小規模事業者の条件

補助の対象となる事業者は、中小企業および個人事業主です。また事業者が還元事業に参加するには、キャッシュレス決済を利用している場合でも、決済事業者の加盟店登録をする必要があります。

国、地方公共団体、金融機関、学校などは 対象外になります。

また課税所得が 15 億円を超える中小・ 規模事業者、資本金が5億円以上の法人に 直接または間接に 100%の株式を保有され る中小・小規模事業者も対象外になります。 加盟店登録のメリット

キャッシュレス決済手段の導入や拡充で 消費者の利便性が高まり、顧客層拡大の可 能性があります。さらにレジ関連業務の削減 による生産性向上も期待できます。

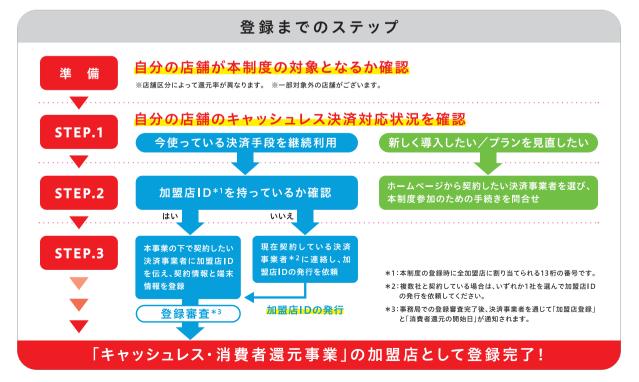
還元事業に参加する際の注意点

事業者が還元事業への参加を検討する にあたり、加盟店手数料や入金タイミングに は注意が必要です。還元事業終了後の加盟 店手数料は決済事業者によって対応が異な るため、どのようになるのか、確認しなくては なりません。

またキャッシュレス決済の場合、入金の時期が現金と異なります。資金繰りに困らないよう、入金時期に気をつけましょう。

こうした情報は、キャッシュレス・消費者 還元事業のホームページに掲載されていま す(https://cashless.go.jp/)。事前に確認 しましょう。

対 象	補 助 内 容	
中小企業 個人事業主	・消費者へのポイント還元5% ・端末費用全額補助(決済事業者が3分の1、国が3分の2を負担) ・加盟店手数料の3分の1を補助	
フランチャイズ	・消費者へのポイント還元2% (その他の補助はなし)	



(参考、出典: MyKomon /経済産業省)

)



税理士受験① ~含格はスタートライン~

再びトンネルの入口へ

2度目の消費税法の試験でも前回と同じ 失敗を繰り返した自分に失望した。

仕事中は、目の前にある仕事に没頭しているため、税理士試験の事を忘れることができる。だが、ひとたび仕事から離れ、試験の事が頭に浮かぶと憂鬱になった。

それは、体にも現れていた。1年前からずっ と耳の奥が詰まった感じがしているのだ。

数日間のリフレッシュ

そんな現状を打破しようと、着の身着のま ま、ひとり旅に出かけた。

特に行先があるわけではない。泊まる宿も決めていない。気がついたら新潟県へ向かっていた。なんとなく電車に乗り、目的なく船に乗り、ただただ歩いた。日が暮れると新潟の駅周辺で野宿した。

旅の間は、ぼーっと自然の風景や人の働いている姿などを見ていた。すると、いつの間にか耳の奥の違和感は消えていた。

いちるの望み

しかし、旅が終わって家の近くの駅に到着すると、途端にまた同じ症状に悩まされた。 やはり、合格するという目標を達成しないと 体も治らないみたいだ。

そうして僕はまた、いつもの仕事中心の生 活へと戻っていった。

実は、消費税法の計算問題を失敗したと

いっても、その被害は前年よりも多少マシであった。

また、その年の理論問題は難しい問題が 出題され、解けない受験生が多かった。そん な中、僕は自己採点で満点だったこともあり、 僕はほんの少しだけ希望を持っていた。

来た、見た、叫んだ

そして、12月になり合格発表の日が来た。 勤めている会計事務所でも何人か受験者が おり、ファックスで流れてきた税理士試験合 格者名簿に人だかりができている。

僕は、恐る恐るその人だかりに近づいた。 その瞬間、人垣のそのすき間から僕の名

前が見えた。まるで曇り空から差す一筋の光 のように。

僕は、そおっと無言で事務所のベランダに出て、 一呼吸置いてから叫んでいた。

「やったー!|

他の同僚に気を使ってのことだったが、後 から聞くと事務所の皆に聞こえていたらしい。

すべては将来の糧に

こうして僕は、税理士試験の関門をくぐり 抜けた。すんなりと計画通りに合格できなかったことにより、合格の喜びは倍増した。

カラダに不調が現れるほど自分を追い込んで、それを克服した経験はこれからの人生においてプラスになる。

また、それまでに出会った仕事や、受験勉強で理解し暗記した条文、その一つ一つが 僕の財産で、将来の糧だ。

まだ28歳。税理士試験の合格はゴールではなく、税理士としてのスタートラインにまだ立ったばかりなのだ。試験勉強という暗い長いトンネルを抜け出して、次のステップに向けて展望が開けていた。(八木)

次号より開業奮闘編をお届けします。

福田のファーマーズ変で

クラウドファンディングで 450万円の資金調達

クラウドファンディングについて

皆さんはクラウドファンディングという言葉を聞いたことがありますか?

Crowd(群衆)とFunding(資金調達)を合わせた造語で、インターネット上で不特定多数の出資者から資金を募る方法で、銀行借入でもなく、株式出資でもない新たな資金調達方法として近年注目を浴びています。

形態は複数ありますが、大枠の仕組みは、 起案者がクラウドファンディングの仲介会社 に登録し、自分が考えているビジネスやプロ ジェクトプラン、調達目標額、返礼品などの 情報を掲載し、募集期間を設定します。

出資者は、登録のサイトから自分が関心 のあるビジネスや、応援したいプロジェクト に対して出資し、返礼品などを受ける権利を 得ます。

阿部梨園の知恵袋

私は、何件かクラウドファンディングを通じて出資しており、その一つに「阿部梨園の知恵袋」というものがあります。

栃木県にある阿部梨園は、もともと家族経営の梨農家でしたが、「家業から事業へ」というスローガンをかかげ、今まで手が回らなかった業務効率や経営改善を進めていきました。

特徴は、梨の栽培業務には関わらない、 経理や労務、生産管理といったバックオフィス業務を専任で行うスタッフを採用し、経営の効率化を図ったことです。経営を見直すことで、スタッフの意識は向上し、梨のブランディングに成功し、直売率は99%超を達成す るほどになりました。

数年後には、阿部梨園で蓄積した経営効率化のノウハウは500件を超えたそうです。そのノウハウをヤフー知恵袋のように検索できる農業版知恵袋のサイト制作費をクラウドファンディングで募集し、2018年の5月には経営改善事例を紹介するサイト「阿部梨園の知恵袋」を公開しました。プロジェクトは様々なメディアに紹介され、募集終了までに総額約450万円の支援を集めました。

最近では農家の経営改善の一例として農 水省や、ホリエモンこと堀江貴文氏からも高 く評価を受けています。



農業の経営効率化

本件事例は資金調達額が大きく、クラウドファンディングでの資金調達として成功しました。それよりも特筆すべき点は、農業の経営効率化に対する関心の高さではないかと考えます。

農業に対しては、良くも悪くも「損益はざっくり」「労働時間もざっくり」などの曖昧さがありましたが、「農家の経営改善」を考える事業主の潜在的なニーズの大きさが、資金調達額に反映されたと考えられます。

当該サイトは、検索すればすぐヒットし、農業経営だけでなく、会社経営の効率化という点で参考にできるノウハウも多いため、一度覗いてみてはいかがでしょうか。(福田)



